

平成21年2月16日 制定（国空航第883号・国空機第1043号）
平成23年6月30日 一部改正（国空航第516号・国空機第280号）
平成29年6月30日 一部改正（国空航第1215号・国空機第1067号）
令和3年8月23日 一部改正（国空航第1167号・国空機第468号）
令和7年3月24日 一部改正（国空安政第2959号）

国土交通省航空局安全部長

運航に関する仕様書（OPERATIONS SPECIFICATIONS）発行要領

1. 目的

本要領は、運航に関する仕様書の発行に関する要領を定めることを目的とする。

2. 運航に関する仕様書の発行

2-1 一般

航空法第100条第1項の許可を受けた航空運送事業者のうち、国際航空運送事業を経営する者は、申請により国際航空運送事業の用に供する航空機の運航に関する仕様書の発行を受けるものとする。

2-2 申請

運航に関する仕様書の発行を受けようとする者は、航空機の型式毎に次に掲げる資料を添えて、航空局安全部長又は地方航空局安全管理官に申請すること。また、当該仕様書の交付を受けた後に、当該仕様書の内容に変更が生じた場合には、その都度申請すること。（提出する資料は、変更しようとする内容に関するもののみでよい。）

- (1) 仕様書の記載に必要な事項（2-3参照）
- (2) 有効な事業許可証の写し（最新のもの）
- (3) 運航規程及び整備規程並びに同附属書の該当する部分の写し
- (4) 記載事項に係る許可書及び承認書の写し
- (5) その他参考となる書類

2-3 仕様書の記載に必要な事項

運航に関する仕様書の記載に必要な事項は、以下のとおりとする。

項目	記載内容
1. 事業許可証番号、 発行先（事業者名）	事業許可証の番号、発行先（事業者名）
2. 航空機の型式	国際航空運送事業の用に供する航空機の型式のうち、発行を受けるとする航空機の型式

3. 事業の形態	実施する国際航空運送事業の形態。旅客輸送、貨物輸送の別		
4. 事業活動を行う主たる地域	事業許可を受けている事業活動を行う主たる地域		
5. 特別な制限	運航又は整備に関して特別に制限を受けている事項（昼間のみ等）		
6. 特別な承認等	承 認 内 容		備 考
① 危険物輸送	危険物輸送の有無		
② 低視程運航	許 可 等 の有無	許可等を受けている低視程進入 毎(CAT I、CAT II、CAT III) に適用されるRVR値(m)及び決 心高(f _t) 認められた離陸の最低気象条件 RVR値(m) 進入方式の種類・方法 (ILS、GLS、Automatic landing、HUD、 EVS、SVS、CVS等)	
③ RVSM航行 ※最大限界高度が 29,000フィート未満の航空機の場 合は、N/A	許 可 の 有無		
④双発機による長距離 進出運航 (ETOPS) ※2発動機を超える発 動機を有する航空機 の場合は、N/A	承 認 の 有無	承認を受けている発動機の型式及 び最大進出距離	限定事項(207 分は北米に限 る。)等

⑤性能準拠型航法 (PBN)	許可の有無	許可を受けている広域航法の種類 (RNAV10、RNP AR A PCH (RNP0.3またはRNP 0.3未満) 等)	使用機器 (GNS S、DME/DM E/IRU等) の 制限等
⑥耐空性の維持		航空機の耐空性が維持されることを保証する責任のある航空運送事業者の名称又は整備業務の管理の受委託の許可を受けている場合には管理の受託者の名称及び根拠となる規則	
⑦EFB		承認を受けている EFB (Portable、Installed)	
⑧その他		上記以外に承認を受けているもの (VNAV、CPDLC等)	PRMについては、方式毎 (ILS/PRM、GLS/PRM等) に記載。

2-4 仕様書の発行

航空局安全部長又は地方航空局安全管理官は、2-2の申請の内容が適切であると認められた場合には、別添の様式により運航に関する仕様書を交付するものとする。

附則 (平成21年2月16日)

1. 本要領は平成21年2月16日から適用する。
2. 本要領適用の際、現に発行されている運航に関する仕様書については、平成21年12月31日までは、なお従前の例によることができる。
3. 「運航に関する仕様書発行要領」(平成14年6月24日国空航第263号、国空機第341号)は廃止する。

附則 (平成23年7月1日)

1. 本要領は平成23年7月1日から適用する。

附則 (平成29年6月30日)

1. 本要領は平成29年6月30日から適用する。

附則 (令和3年8月23日)

1. 本要領は令和3年8月23日から適用する。

附則 (令和7年3月24日)

1. 本要領は令和7年3月24日から適用する。
2. 本要領適用の際、現に発行されている運航に関する仕様書については、令和7年6月23日までは、なお従前の例によることができる。